

畠敷町・四拾貫町・三次町（一部）で  
合併処理浄化槽を使用している皆様

令和7年度からの  
新制度

## 公共下水道へ接続後、2年間の使用料の減免が受けられます

下水道供用開始前に合併処理浄化槽を設置し、汚水処理のために先行して費用負担をされた方を対象に、公共下水道に切り替えを行っていただいた場合に発生する二重負担を軽減させていただくため、2年間の下水道使用料の減免が受けられる制度を創設しました。この制度を活用し、ぜひ、公共下水道への早期接続をご検討ください。

### 減免の対象となる方

下記の「減免の対象区域」において、次の①および②の要件を満たす方が減免の対象となります。

- ① 公共下水道供用開始から**5年以内**に、既存の合併処理浄化槽から公共下水道へ切り替えた方  
(令和6年度以前に公共下水道供用開始となった区域については、**令和7年4月1日から5年以内**(令和12年3月31日まで)に既存の合併処理浄化槽から公共下水道へ切り替えた方)
- ② 市税等の滞納のない方

### 減免の対象区域

色付けで示した範囲が、減免の対象区域となります。



## 負担軽減額の試算

使用水量15m<sup>3</sup>/月  
浄化槽5人槽 の場合の試算

### 【減免期間中（2年間）の試算】

公共下水道への接続により、浄化槽の維持管理費（※1）が不要となり、また、減免期間中は下水道使用料（※2）が免除されます。

下水道使用料 減免額	▲64,680 円
浄化槽維持管理費	▲96,000 円
合計	▲160,680 円

### 【減免期間終了後、5年間の試算】

減免期間終了後においても、発生する下水道使用料に比べ、公共下水道接続で不要となる浄化槽維持管理費等が大きいため、負担軽減となります。

下水道使用料	161,700 円
浄化槽維持管理費	▲240,000 円
浄化槽ブローア交換費等 修繕費（※3）	▲50,000 円
合計	▲128,300 円

早く接続すると  
お得だね！



下水道マスコット  
キャラクター スイスイくん

7年間で  
**約288,980円**  
の負担減となります

※1 年間の浄化槽の維持管理に係る費用（法定検査手数料を含む）を積み上げた一例です。

実際に使用されている機種等により、維持管理費の増減があります。

※2 上水道を使用している場合、水道使用量に応じて算定します。

※3 浄化槽のブローア等周辺機器の耐用年数を考慮した一例です。実際には、使用状態等により増減があります。

## 合併処理浄化槽から公共下水道へ切り替える費用について

公共下水道への接続工事費は、浄化槽や公共ますの位置、家屋や排水経路等により異なります。できるだけ複数の「三次市排水設備指定工事店」から見積を取っていただき、工事内容や費用について説明を受けていただくようお願いします。

## 申請方法

公共下水道への接続工事の完了検査後1年以内に、次の書類をご用意の上、三次市建設部下水道課へ申請してください。

### 【必要書類】

- ・公共下水道使用料等減免申請書
- ・個人情報閲覧承諾書

必要書類は、三次市ホームページからダウンロードいただくか、三次市下水道課へお問い合わせください。



## 三次市 建設部 下水道課 管理係

お問い合わせ

住所：三次市三次町501番地（寺戸浄水場2階）

電話：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

E-mail: gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp